

## 調査研究のための組織に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、定款第4条1項6号に規定するスポーツの普及・振興に関する調査研究を行うために設置する調査研究プロジェクト等の組織(以下「PJ等」とする)について、その組織、運営方法等を定めることを目的とする。

### (PJ等の設置)

第2条 理事長は、必要に応じて、前条の調査研究を行うためにPJ等を設けることができる。

- 2 PJ等は、当財団のスポーツの普及・振興に関する事項について、理事長より求められた内容の調査研究を行う。

### (メンバー)

第3条 PJ等の構成員(以下「メンバー」とする)は、学識経験者、行政関係者、スポーツ関係団体・機関の関係者等から、理事長が選任し委嘱する。

- 2 前条の委嘱期間は2年間とし、再任することができる。
- 3 補欠又は増員により選任されたメンバーの委嘱期間は、前任者又は現任者の残存期間とする。

### (PJ等)

第4条 PJ等はそのテーマに応じて理事長が決定する員数のメンバーで構成し、互選によりPJ等の長を選定し、その長がPJ等を取り纏める。

- 2 PJ等は、必要により理事長が招集する。
- 3 PJ等の長は、理事長の求める期日までに、理事長より求められた調査研究について、その結果を理事長に報告する。ただし、理事長の要求があるときは、何時でも調査研究の経過を報告するものとする。

### (庶務)

第5条 PJ等の庶務は、当財団の事務局において行う。

### (謝金)

第6条 PJ等の活動に関わる謝金等については、当財団の定める基準によるものとする。

### (改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

### 附則

公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団

制定 平成27年5月21日

改正 平成28年10月24日